

島原税務署からのお知らせ

確定申告会場のご案内は次のとおりです。

■申告会場…島原税務署

(島原市弁天町1丁目7403番地)

■設置期間…2月17日(月)～3月16日(月)

■受付時間…午前9時から午後4時

※土・日曜日は休みとなります。

2月14日(金)までは申告会場を開設していません!

申告会場に来場して申告書を作成予定の方は、2月17日以降にご来場ください。

なお、2月14日以前は、税務署において限られた人員で対応していますので、長時間お待たせすることとなります。

ご自宅で、国税庁ホームページからご自分のパソコンやスマートフォンでも所得税の確定申告書の作成、提出ができます。



作成コーナーQRコード→

■確定申告で分からないことは、税務署または各申告受付会場で記載方法などの相談を行っていますので、申告に必要な書類などを準備しておいでください。

※毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。早めに申告書の提出をお願いします。

■復興特別所得税の記載もれにご注意ください。平成25年分から令和19年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

問 税 務 課 ☎73-6642

島原税務署 ☎0957-62-3281

(島原税務署は自動音声のご案内します。)

- 確定申告に関するお問い合わせは「0」
- 国税に関する一般的なご相談は「1」
- 税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合は「2」
- 消費税の軽減税率に関するお問い合わせは「3」

インターネットでの確定申告書などの作成について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書などが作成できます。所得税・消費税確定申告書のほかに、収支内訳書・青色決算書も作成できます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

金額等を入力してね

自分で簡単に申告書が作成できる

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成が終わったら…

印刷して郵送などで提出 **書面提出**

作成した申告書などのデータは、印刷して税務署に郵送などで提出することができます。

インターネットで送信 **e-Tax**

国税電子申告・納税システム e-Taxならこんなにいいこと

- ①作成コーナーから電子申告
- ②添付書類の提出省略
- ③還付金がスピーディー

作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ

■e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901
月曜日～金曜日 9:00～17:00

■マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
平日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～17:30

申告書の提出にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告書の提出には、下記が必要になります。

マイナンバーの記載

本人確認書類の提示または写しの添付

※扶養親族などがある人は、当該扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。

確定申告

所得税・市県民税の申告

2月17日(月)～3月16日(月)

所得税の確定申告・市県民税(兼国民健康保険税)の申告をお忘れなく!

今年も所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告時期が近づいてきました。

6・7ページの日程で、申告・相談の受け付けを行います。やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします。

市県民税の申告が必要な人

原則として、令和2年1月1日現在で南島原市に住所がある人は、下記の①から③に該当する人を除き申告が必要です。

国民健康保険加入世帯においては保険税軽減判定のため、また所得証明書など公的証明書の発行のためには申告が必要です。収入がない場合も、必ず申告を行ってください。

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。

①税務署へ確定申告をした人

②前年中の所得が給与のみで、年末調整が済んでいる人

③前年中の所得が公的年金のみの人

※②・③の該当者であっても、雑損控除・医療費控除などの控除を受ける場合には、申告が必要です。



申告に必要なもの

- ①税務署より送付された「お知らせハガキ」または「お知らせ通知書」(通知が届いた人のみ)
- ②印かん(シャチハタ以外)
- ③源泉徴収票原本(給与や年金収入のある人)
- ④収入、支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要なと思われる書類
- ⑤生命保険の満期返戻金や個人年金、配当などある人は、支払調書など
- ⑥控除を受ける国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料の支払証明書
- ⑦寄附金控除を受ける場合は、寄附したことが確認できる書類

- ⑧金融機関預金通帳(還付時の口座確認のため)
 - ⑨申告者本人の個人番号カードまたは通知カードおよび申告者本人の本人確認書類
 - ⑩医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限などから5年間、領収書はご自宅などで保管してください。
- ※令和元年度の確定申告までは、領収書の添付または提示によることもできます。